平成２２年（フ）第１０７号
宮城県石巻市桃生町神取字屋敷82番地
債務者　佐々木和明
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
秋田県潟上市天王字上北野113番地38　レジデンス北野205号
債務者　佐藤　和明
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０２号
群馬県桐生市仲町２丁目５番13号
債務者　吉田　和夫
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１１２号
石川県加賀市河南町ヘ49番地１　林光母子ホーム303号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉ト70番地20
債務者　阿部　正美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３６４号
山梨県中央市西花輪4110番地９
債務者　仲松　　博
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
山梨県甲府市高畑３丁目７番10号サンリバー青木　207号室
債務者　鶴ヶ野志磨夫
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
山梨県甲府市宝２丁目11番20号
債務者　原田　　實
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
山梨県甲府市後屋町98番地３エントピアナカザワＢ201
債務者　一志　康子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
山梨県韮崎市龍岡町下條南割236番地37
債務者　千野　祐子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
山梨県甲府市北口３丁目５番８号オナンド荘11号
債務者　小林あや子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
山梨県笛吹市石和町山崎148番地１　コーポアツミ１－Ｂ号
債務者　井上　弘子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
山梨県中央市中楯866番地１　西濃運輸205
債務者　篠原　高幸
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
山梨県甲府市下飯田１－４－８　ミキハウス402、住民票上の住所山梨県甲府市山宮町2733番地
債務者　廣田　千夏
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６４号
名古屋市守山区守山２丁目８番14号　パレス守山104号
債務者　増田　義幸
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３５１号
名古屋市南区北頭町３丁目12番地　北頭住宅201号
債務者　菅野　利明
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６０号
三重県桑名市大山田５丁目７番地104
債務者　水谷　幸雄
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係